福翁百話（九十九）

人生名譽の權利

福澤諭吉

自由は不自由の間に在りと云ふ凡そ人生には自主自由の權あり上は王公貴人富豪大家より下は匹夫匹婦の貧賤に至るまで智愚强弱幸不幸の別はあれども名譽生命私有の權利は正しく同一樣にして富貴巨萬の財産も乞食の靈中にある一文の錢も共に其人に屬する私有にして之を犯す可らず生命も斯の如し名譽も斯の如し人の命に貴賤の別なきは勿論、謂れなき事に人を辱しむ可らず人々自から此名譽生命私有の權利を衛るみを即ち其人に屬する自由なれば人生の自由と云へば勝手次第に我思ふ所を行ふて妨なきが如くに聞ゆれども自分の自由を遏うすると同時に他の自由を重んずるに非ざれば平等の自由は見る可らず他の自由を重んずるとは自分の勝手自儘を慎しむの義にして銘々に多少の不自由を忍んで始めて社會全體の自由を得るみと〳〵知る可し今これを日常の實際に就て說かんに例へば藩邊解體は人の美德にして交際法の丁寧なるは宜けれども漫に人の前に平身低頭して恐入るが如くするは分限の外に逸して身の重きを忘るゝのみならず此種の人に限り自分の目上と思ふ者に對して丁寧なると同時に以下に向ては必ず横風に構へ謂れもなき事に人を叱り散らして無禮を咎むるなど見苦しき暴動するもの多し在昔封建門閥の時代に大名を始めとして上士下士百姓町人に至るまで人の身分を分つみと何百等なるを知らずれの〳〵其等級の内に居て一等の差も相互に蹈るみどなく上に對して平身低頭自から奴隸の如くする其代りに下を御するみとも亦奴隸の如くにして一方に收斂する割合に他の一方に膨脹し目上の者に辱しめられて目下の者を辱しむる其醜體は俗に云ふ江戸の敵を長崎に討つものにして當時の洋學者流が此習俗を憤り一意專心以て門閥の制度を破壞せんとしたるも其人生に固有する名譽の大義に害あるを知るが故なり謙遜解體も分に過るものは必ず自由の主義に非ざるを知る可し然るに王政維新以來は四民同權平等の世の中と爲り値に華族官員等の內輪に等級論の行はるゝ者あれども是れとても嘗封建門閥時代の餘を存するのみ泰平一夢覺めて猛なきの曉は遽さに非ず大勢の趨く所明白なりと雖も此變遷の間に更らに新に華風の生ずるも亦是非なき次第なる可し四民平等その權利に輕重なしと云ふも要は自から自分の權利を重んずると共に他人の權利をも重んずるに在り即ち自重々他の意なるに人民が權利を得たりとて忽ち顏色を改めて大に威張り前後左右を顧みずして高り得意を僅はし公然世間の眷めなしとて憐も咲も我輩等を無取る者なきに非ず苟も獨立して他に依るの必要なければ[illegible]何は知ず可しとも雖も其[illegible]すれば交際上に人を蔑視し人に無禮して自から名譽を[illegible]滿足りては沙汰の限りと云ふ可しれも人の世[illegible]所は其人の[illegible]品行に在り其才[illegible]に在り其家に在り其[illegible]に在り其[illegible]に在り其家の[illegible]に在り[illegible]無德の事情[illegible]して自從[illegible]に[illegible]るに[illegible]は四民同權の一[illegible]を聞て自から[illegible]し恐に人に對して無禮を働くの其だしきに及ぶが如き平權平等知文明の至愚と云ふ可きのみ彼の[illegible]譽生の[illegible]を知らざるは珍らしからぬ事として姑く擱き書生以上例へば當時の百姓町人等が百姓町人のまゝに成長して文明の新知識に於ては何一つの所待なく讀書推理の才に乏しきは勿論精や高尙なる理論に至りては之を耳に聞ても其意を解すると能はず空々寂々怜も無厘の動物なるに拘はらず此動物獨り能く錢を計ふるに巧にして遙に巨萬の財産を僥倖してより在昔なれば何は土百姓素町人の賤境に安んず可き處を今は則ち然らず其僥倖し得たる財産と共に身も亦與に出世して忽ち上流社會に頭角を現はし交際場裡に得々として其狀怜も封建時代の平民が苗字帶刀御免の特典を得たる者に等しく動もすれば長老の士君子又は官員なぞに對して何か押々しくする其間に慇懃は變して無禮と爲り人の目に餘る程の不作法を働く者なきに非ず或は其官員輩も亦賤丈夫にして所謂御威光を弄び空威張と空威張と相互に衝突するの場合もある可きなれども左りとて、苟しも名譽の本心あらんには曲は彼に在りとして自から自家の地位を重んず可き筈なるに其然らざるは之を野して新參者の無智輕卒と云はざるを得ず吾々學者流に於ては人權平等の論を論ずるみと久し官尊民卑も亦みの論旨に反するものなるが故に其惡弊を矯めんとは積年の宿望なれども何事に寄らず矯弊に最第一の要は身躬から先づ慎しむに在り自から慎しみ自から重んじて自然に他の傲慢をも制止す可きに輕々自から忘れて人に賤しまるゝが如きは唯さすゝ〳〵其弊風を奏成するに異なら可き畢竟彼等の智德と財産と其平均を得ず一身の力に餘る程の財を僥倖して自から驕り隨て又人を驕かさんとして遂に狂愚を演ずるに至りしものなり左れば速に自から慎うするも傲慢他を輕傲するも共に人生名譽の權利如何を知らざるものにして未だ共に文明の眞面目を窺るに足らず唯我邊の顧ふ所を云へば此種の人々が心事を一轉して學に志し日新進歩の思想を自由にして眼中人なきが如くすると同時に小心翼々其人の權利を重んじ自由は不自由の間に在りとの意味を解し得て自から發明するの日あらんみとを待つのみ

社說

郵便電信の改良

五官の所物に觸るゝや直に之を腦に報じ腦は又直に進退を命ずる其間に時を費さゞればみな身體も安全なれども神經運動にして此通信に手間取るみともわらば直ち傷するも共に人生名譽の權利如何を知らざるものにして未だ共に文明の眞面目を窺るに足らず唯我邊の顧ふ所を云へば此種の人々が心事を一轉して學に志し日新進歩の思想を自由にして眼中人なきが如くすると同時に小心翼々其人の權利を重んじ自由は不自由の間に在りとの意味を解し得て自から發明するの日あらんみとを待つのみ

郵便電信の改良

五官の所物に觸るゝや直に之を腦に報じ腦は又直に進退を命ずる其間に時を費さゞればみな身體も安全なれども神經運動にして此通信に手間取るみともわらば直ち傷するも共に人生名譽の權利如何を知らざるものにして未だ共に文明の眞面目を窺るに足らず唯我邊の顧ふ所を云へば此種の人々が心事を一轉して學に志し日新進歩の思想を自由にして眼中人なきが如くすると同時に小心翼々其人の權利を重んじ自由は不自由の間に在りとの意味を解し得て自から發明するの日あらんみとを待つのみ

布哇耕地の實況（承前）

特派員　西師意

製糖場　エワ耕地のシュガー　ミルを見るに其仕掛の大概[illegible]なるみと驚嘆に堪へず此シュガー　ミルは燃料として石炭若くは薪を用ひず砂糖を絞り取りたる甘蔗の[illegible]の[illegible]は直に取りて之を電に投じ其の然されたる飯[illegible]及び砂糖[illegible]の汽機車を[illegible]るデッケ（[illegible]）は[illegible]に[illegible]に少くして人を得るの困難も亦その一原因と謂めざる

第一の壓搾機は[illegible]を噛んで之に[illegible]に[illegible]の碎片を[illegible]すと同時に[illegible]搾作用を完[illegible]に電の方に[illegible]ある間に屈[illegible]す既に搾り得[illegible]容器に移し[illegible]個の容器に[illegible]しめて之を[illegible]管のまゝ糖[illegible]第一、第二、第三糖蜜は泡を[illegible]大釜に移され[illegible]凝結したる砂[illegible]に荷作をなす[illegible]の第一等粗製[illegible]する上等砂糖[illegible]勞働者の生[illegible]家族を輕[illegible]みと稱なれ[illegible]とて日本人[illegible]きたなく遠[illegible]あらず支那人[illegible]住處とも多[illegible]に似て棚の上[illegible]日本人の住家[illegible]れば二十名位[illegible]敷室に分劃し[illegible]の飲棟相集[illegible]へ付け勞働[illegible]には耕主より[illegible]あり料理人は[illegible]ぎ注文に應じ[illegible]く身體衣服を[illegible]と多く日曜の[illegible]村落に於ては[illegible]るも多かりと[illegible]の爲め特に最[illegible]ふに大工、水[illegible]城の扮に慣れ[illegible]抱さへしなば[illegible]るは難からざ[illegible]なきものは三[illegible]五十仙の下等[illegible]文明的構地[illegible]明的に發達し[illegible]館は[illegible]に[illegible]なる編術板が[illegible]糖塊に於て日[illegible]